

総括安全衛生管理者（安衛法第 10 条<令第 2 条安衛則第 2 条等>）

労働安全衛生法第 10 条では、一定の規模以上の事業場について、事業を実質的に統括管理する者を「総括安全衛生管理者」として選任し、その者に安全管理者、衛生管理者を指揮させるとともに、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させることとなっています。

①総括安全衛生管理者の選任

総括安全衛生管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業種※	事業場の規模※
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100 人以上
製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300 人以上
その他の業種	1,000 人以上

※ 本社機能のみを有する事業場はその他の業種に含まれます。

「事業場の規模」は常時使用する労働者数のことで、日雇労働者、パートタイマー、派遣労働者等を含めて常態として使用する労働者が含まれます。

派遣中の労働者は派遣元事業場および派遣先事業場の双方の人数に含めます。

（以下、すべての項目において同じ）

②選任すべき者の資格要件

当該事業場において、その事業の実施を実質的統括管理する権限及び責任を有する者（工場長など）

③総括安全衛生管理者の職務

安全管理者、衛生管理者などを指揮するとともに、次の業務を統括管理することとされています。

- ア．労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
- イ．労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
- ウ．健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- エ．労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- オ．その他労働災害を防止するため必要な業務
- カ．安全衛生に関する方針の表明に関すること
- キ．危険性又は有害性等に調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ク．安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に関すること

安全管理者（安衛法第 11 条<令第 3 条、安衛則第 4 条等>）

労働安全衛生法第 11 条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

①安全管理者の選任

安全管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

安全管理者はその事業場に専属の者を選任しなければなりません。ただし、複数の安全管理者を選任する場合、1 人については労働安全コンサルタントの場合であれば非専属とすることも差し支えありません。

業種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50 人以上

また、次に該当する事業場にあつては、安全管理者のうち 1 人を専任の安全管理者とすることとなっています。

業種	事業場の規模
建設業、有機化学鉱業製品製造業、石油製品製造業	300 人
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500 人
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000 人
上記以外の業種	2,000 人

②選任すべき資格要件（*詳細は労働安全衛生規則第5条、平成18.2.16厚生労働省告示第41号参照）

- (1) 下表の年数以上産業安全の実務※に従事した経験を有し、かつ労働安全衛生規則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修※（平成18.2.16厚生労働省告示第24号）を修了したもの。

※「産業安全の実務」は、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務等を含めることができます。

「厚生労働大臣が定める研修」は、安全管理者選任時研修といわれるもののことです。

	大学、高等専門学校卒	高校、中等教育学校※注3卒	その他
理科系統	2年	4年	7年
理科系統以外	4年	6年	7年

※注3 中高一貫教育の学校のことで中学校ではありません。

- (2) 労働安全コンサルタント

- (3) 平成18年10月1日時点において安全管理者としての経験が2年以上ある者※注4（経過措置）

※注4 平成16年10月1日以前に選任され、所轄労働基準監督署に選任報告が提出されていなければなりません。

③安全管理者の職務

安全管理者は、主に次の業務を行うことになっています。

- ア. 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置
または適当な防止の措置
- イ. 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検
- ウ. 作業の安全についての教育及び訓練
- エ. 発生した災害原因の調査及び対策の検討
- オ. 消防及び避難の訓練
- カ. 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- キ. 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
- ク. その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置

衛生管理者（安衛法第 12 条<令第 4 条、安衛則第 7 条>）

労働安全衛生法第 12 条では、一定の規模及び業種の区分に応じ「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

①衛生管理者の選任

常時 50 人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任することとなっています。ただし、事業場の規模ごとに選任しなければならない衛生管理者の数は、次のとおりです。

事業場の規模	衛生管理者の数
50 人～200 人	1 人
201 人～500 人	2 人
501 人～1,000 人	3 人
1,001 人～2,000 人	4 人
2,001 人～3,000 人	5 人
3,001 人以上	6 人

※複数の衛生管理者を選任する場合、1 人については労働衛生コンサルタントの場合であれば非専属とすることも差し支えありません。

また、次に該当する事業場にあつては、衛生管理者のうち 1 人を専任の衛生管理者とすることとなっています。（労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号）

- ア. 業種にかかわらず常時 1,000 人を超える労働者を使用する事業場
- イ. 常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または次の一定の有害な業務に常時 30 人以上の労働者を従事させるもの
 - ① 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ② 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ③ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ④ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ⑤ 異常気圧下における業務
 - ⑥ 削岩機、鋸（びょう）打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
 - ⑦ 重量物の取扱い等重激な業務
 - ⑧ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - ⑨ 鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

なお、常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または一定の有害な業務（上記①のイ. の①、②、③、④、⑤及び⑨）に常時 30 人以上の労働者を従事させる場合は、衛生管理者のうち 1 人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任することとなっています。

②選任すべき資格要件

事業場の業種ごとに選任しなければならない免許等保有者は、次のとおりです。

業種	資格要件（免許等保有者）
農林水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど
その他の業種	第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど

※免許を受けることができる者

免許の種類	免許を受けることができる者
○衛生管理者（第一種・第二種）	・衛生管理者免許試験（第一種・第二種）に合格した者 ・保健師、薬剤師など
○衛生工学衛生管理者	大学または高等専門学校において、工学または理学に関する課程を修めて卒業した者等で、一定の講習を修了した者など

③衛生管理者の職務

(1) 衛生管理者の職務は、主に次の業務を行うこととなっています。

- ア. 健康に異常のある者の発見及び措置
- イ. 作業環境の衛生上の調査
- ウ. 作業条件、施設等の衛生上の改善
- エ. 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- オ. 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- カ. 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- キ. その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場合において行われる場合における衛生に関し必要な措置
- ク. 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備など

(2) 定期巡視

少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

安全衛生推進者、衛生推進者等（安衛法第 12 条の 2<安衛則第 12 条の 2>）

労働安全衛生法第 12 条の 2 では、10 人以上 50 人未満の事業場に「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生業務を担当させることになっています。

なお、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければなりません。

①「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」の選任

「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業種	選任区分	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	安全衛生推進者	10 人以上 50 人未満
その他の業種	衛生推進者	

安全衛生推進者、衛生推進者は事業場に専属の者でなければなりません。

ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントのほか、安全管理者又は衛生管理者の資格を有する者で当該資格を取得した後 5 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者を選任した場合であれば、非専属とすることも差し支えありません。

②選任すべき者の資格要件（* 詳細は労働安全衛生規則第 12 条の 3、平成 21.3.30 厚生労働省告示第 132 号参照）

(1) 安全衛生推進者として選任できるの者は、次のいずれかに該当する者です。

ア. 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者

イ. 下表の年数以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

大学、高等専門学校卒	高校、中等教育学校卒	その他
1 年	3 年	5 年

ウ. 安全管理者の資格及び衛生管理者の資格を有する者

エ. 安全管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後 1 年以上衛生の実務に従事した経験を有する者

- オ. 衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全の実務に従事した経験を有する者
- カ. 作業主任者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- キ. 元方安全衛生管理者の資格を有する者
- ク. 労働安全コンサルタント
- ケ. 労働衛生コンサルタント

(2) 衛生推進者として選任できる者は、次のいずれかに該当する者です。

- ア. 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者
- イ. 下表の年数以上衛生の実務に従事した経験を有する者

大学、高等専門学校卒	高校、中等教育学校卒	その他
1年	3年	5年

- ウ. 衛生管理者の資格を有する者
- エ. 安全衛生推進者の資格項目のうちエ、カ、キ、ク、ケに掲げた者（カにあっては安全衛生の実務を衛生の実務と読み替えるものとする。）

③安全衛生推進者、衛生推進者の職務

安全衛生推進者は、次の業務を行うことになっています。（衛生推進者は衛生にかかる業務に限る）

- ア. 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
- イ. 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
- ウ. 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事
- エ. 安全衛生教育に関する事
- オ. 異常な事態における応急措置に関する事
- カ. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
- キ. 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事
- ク. 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事

産業医（安衛法第 13 条<令第 5 条、安衛則第 13 条等>）

労働安全衛生法第 13 条では、一定規模以上の事業場について、一定の医師のうちから「産業医」を選任し、専門家として労働者の健康管理等に当たらせることとなっています。

①産業医の選任

常時 50 人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任することとなっています。ただし、常時 3,000 人を超える労働者を使用する事業場では、2 人以上の産業医を選任することとなっています。

なお、次に該当する事業場にあつては、専属の産業医を選任することとなっています。（労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号）

- ア. 常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場
- イ. 次の一定の有害な業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場
 - イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ホ 異常気圧下における業務
 - へ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
 - ト 重量物の取扱い等重激な業務
 - チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - リ 坑内における業務
 - ヌ 深夜業を含む業務
 - ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸 その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は 粉じんを発散する場所における業務
 - ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
 - カ その他厚生労働大臣が定める業務

②選任すべき資格要件

医師であつて、次のいずれかの要件を備えた者

- ア. 厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者
- イ. 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生であるもの

- ウ. 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授または常勤講師の経験のある者
- エ. 平成 10 年 9 月末時点において、産業医としての経験が 3 年以上である者（経過措置）

③産業医の職務

(1) 産業医は、主に次の事項を行うこととされています。

- ア. 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- イ. 作業環境の維持管理に関すること
- ウ. 作業の管に関すること
- エ. 労働者の健康管理に関すること
- オ. 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- カ. 労働衛生教育に関すること
- キ. 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

(2) 勧告等

労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。

また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告または衛生管理者に対する指導、助言をすることができます。

(3) 定期巡視

少なくとも毎月 1 回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

- 産業医の要件を満たす医師等については、郡市医師会で紹介しています。
- 労働者数 50 人未満の事業場については、産業医の選任義務はありませんが、労働者の健康管理等を行なうのに必要な医学に関する知識を有する医師等に、労働者の健康管理等の全部又は一部を行なわせるように努めなければならないこととされています。

安全衛生管理体制の整備 (安衛法第 17, 18, 19 条 (令第 8, 9 条、安衛則第 21, 22, 23 条等))

労働安全衛生法第 17, 18, 19 条では、労働災害防止のための自主的活動を促進するため、安全衛生に関する調査審議機関として安全委員会、衛生委員会を設けることとなっています。

①安全委員会・衛生委員会の整備

(1) 安全委員会を設けなければならない事業場は、次のとおりです。

業種	事業場の規模
林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業	50 人以上
道路貨物運送業・港湾運送業を除く運送業、木材・木製品製造業・化学工業・鉄鋼業・金属製品製造業・輸送用機械器具製造業を除く製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100 人以上

(2) 衛生委員会は、業種にかかわらず、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で設けることとなっています。

(3) 安全委員会、衛生委員会の代わりに安全衛生委員会を設けることもできます。

(4) 安全委員会、衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、その議事の概要を労働者に通知しなければなりません。

②安全委員会・衛生委員会の構成

◇安全委員会は、次の委員により構成することとなっています。

①総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずるもののうちから事業者が指名した者

②安全管理者のうちから事業者が指名した者

③当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

※なお、議長は①の委員とし、それ以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名することとなっています。

◇衛生委員会は、次の委員により構成することとなっています。

- ①総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずるもののうちから事業者が指名した者
- ②衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ③産業医のうちから事業者が指名した者
- ④当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

※なお、議長は①の委員とし、それ以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名することとなっています。また、作業環境測定士を委員会の委員に指名することもできます。

◇安全衛生委員会は、次の委員により構成することとなっています。

- ①総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずるものうちから事業者が指名した者
- ②安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ③産業医のうちから事業者が指名した者
- ④当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者
- ⑤当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者もうちから事業者が指名した者

※なお、議長は①の委員とし、それ以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名することとなっています。また、作業環境測定士を委員会の委員に指名することもできます

③安全委員会の審議事項

安全委員会は毎月1回以上開催し、次の事項を調査審議しなければなりません。

- ①労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること
- ②労働災害の原因及び再発防止対策で安全に係るものに関すること
- ③安全に関する規程の作成に関すること
- ④法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること
- ⑤安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること

⑥安全教育の実施計画の作成に関すること

⑦厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること

④衛生委員会の審議事項

衛生委員会は毎月1回以上開催し、次の事項を調査審議しなければなりません

①労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること

②労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること

③労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること

④衛生に関する規程の作成に関すること

⑤法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること

⑥安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること

⑦衛生教育の実施計画の作成に関すること

⑧法第57条の3第1項及び第57条の4第1項の規定により行なわれる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること

⑨法第65条第1項又は第5項の規定により行なわれる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること

⑩定期に行なわれる健康診断、法第66条第4項の規定による指示を受けて行なわれる臨時の健康診断、法第66条の2の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行なわれる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること

⑪労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること

⑫長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること

⑬労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること

⑭厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること